

議案第 75 号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年亀山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の185」を「100分の200」に改める。

第2条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の177.5」に、「100分の200」を「100分の192.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。